

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十九号

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則

社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和四十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表備考2に次のように加える。

(5) 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条並びに附則第82条第1項

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の社会福祉施設等措置費用徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後における措置に係る費用の徴収について適用し、同日前における措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。